

全国健康保険協会からのお知らせ

資格情報のお知らせと 加入者情報（マイナンバーの下4桁） の配付をお願いします。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行します。
このため、全ての加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、健康保険の諸手続きを行っていただくため、加入者個人の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を送付しますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

配付方法

「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分を従業員様に配付をお願いします。

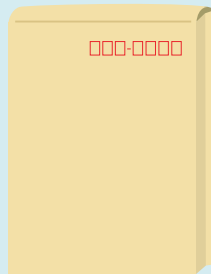
○配付の流れ



事業所に届く郵便物の形態

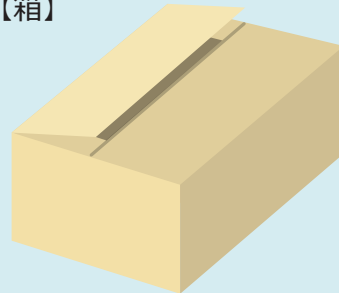
加入者個人ごとの封筒を、封筒または箱に封入し、事業所に送付します。

【封筒】



- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm

【箱】



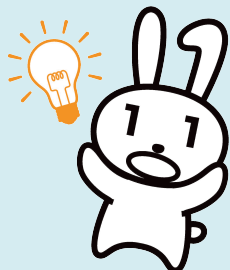
- 予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm

※封筒もしくは箱いずれも封入されている通数は、最大で約150人分

💡ポイント

従業員様やそのご家族様の人数が多いほど、封筒または箱の数量が増えます。

💡配付のポイント！




（記号）12345678 （番号）1234567
（被保険者氏名）協会 太郎様
（対象者氏名）協会 花子様



個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）を確認することができます。
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

様式例

日	昭和40年10月1日
合（令和6年6月30日時点）	2024
得年月日	昭和60年10月1日
保険者名	全国健康保険協会 北海道支部

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、最新の資格情報を確認することができます。
ぜひご利用ください。マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら→ 

なお、現在、医療機関等に登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示されています)。表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、ご自身のマイナンバーを医療機関等に照会してください。

***** 1234

資格情報のお知らせ	
記号 01010101	番号 0000001 枝番 00
氏名	わがや 知
協会 太郎	
生年月日	昭和40年10月1日
資格取得年月日	昭和60年10月1日
保険者番号	01010016
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部

左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。資格情報のお知らせの利用については、裏面及び別紙をご覧ください。

音声コード

1 資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握することができます。また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。詳しくは下部の「令和6年12月2日以降の受診方法」をご確認ください。なお、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。

2 マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。



※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご確認ください。（右の二次元コードからアクセス）

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関は、以下の方法で受診することができます。

- マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）
マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
- マイナ保険証+資格情報のお知らせ
スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

2 その他の受診方法

- 健康保険証（令和7年12月1日まで）
現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。
- 資格確認書
マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

